

評価事項	1 議会における審議及び議会改革に関する事項
	議長は、議会の代表者として、中立かつ公平な職務の遂行を旨とし、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。また、議員は、法令、規則等を遵守し、円滑な議会運営に協力し、市民の負託に応えなければならない。さらに、議会は、市民の意見、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、継続的に議会改革に取り組むよう努めなければならない。

現況実績等	1. 本会議、委員会に関する事項について(2018.3～2020.6)																																																																																													
	(1) 会議の状況																																																																																													
	① 本会議の開催状況																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>議会数</th> <th>会議日数</th> <th>会議時間</th> <th>議員出席率</th> <th>傍聴者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>5回(臨時会2回)</td> <td>65日</td> <td>49時間41分</td> <td>98.6%</td> <td>295人</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>4回</td> <td>98日</td> <td>74時間52分</td> <td>99.8%</td> <td>362人</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>3回(臨時会1回)</td> <td>51日</td> <td>43時間52分</td> <td>99.8%</td> <td>182人</td> </tr> </tbody> </table>	年	議会数	会議日数	会議時間	議員出席率	傍聴者数	2018	5回(臨時会2回)	65日	49時間41分	98.6%	295人	2019	4回	98日	74時間52分	99.8%	362人	2020	3回(臨時会1回)	51日	43時間52分	99.8%	182人																																																																					
	年	議会数	会議日数	会議時間	議員出席率	傍聴者数																																																																																								
	2018	5回(臨時会2回)	65日	49時間41分	98.6%	295人																																																																																								
	2019	4回	98日	74時間52分	99.8%	362人																																																																																								
	2020	3回(臨時会1回)	51日	43時間52分	99.8%	182人																																																																																								
	② 議案等の審議状況																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>議案等数(市長)</th> <th>議案等数(議会)</th> <th>可決・同意・承認 等</th> <th>否決</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>79件</td> <td>4件</td> <td>83件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>135件</td> <td>7件</td> <td>141件</td> <td>1件(意見書)</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>78件</td> <td>8件</td> <td>86件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>	年	議案等数(市長)	議案等数(議会)	可決・同意・承認 等	否決	2018	79件	4件	83件	0件	2019	135件	7件	141件	1件(意見書)	2020	78件	8件	86件	0件																																																																									
年	議案等数(市長)	議案等数(議会)	可決・同意・承認 等	否決																																																																																										
2018	79件	4件	83件	0件																																																																																										
2019	135件	7件	141件	1件(意見書)																																																																																										
2020	78件	8件	86件	0件																																																																																										
③ 委員会の開催状況																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">総務理財</th> <th colspan="3">文教消防</th> <th colspan="3">市民福祉</th> <th colspan="3">環境下水</th> <th colspan="3">都市企業</th> <th colspan="3">産業経済</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>時間(分)</th> <th>傍聴</th> <th>回数</th> <th>時間(分)</th> <th>傍聴</th> <th>回数</th> <th>時間(分)</th> <th>傍聴</th> <th>回数</th> <th>時間(分)</th> <th>傍聴</th> <th>回数</th> <th>時間(分)</th> <th>傍聴</th> <th>回数</th> <th>時間(分)</th> <th>傍聴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>6</td> <td>534</td> <td>23</td> <td>5</td> <td>156</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>235</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>224</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>232</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>216</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>8</td> <td>922</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>563</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>695</td> <td>33</td> <td>8</td> <td>484</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>536</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>403</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>4</td> <td>503</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>396</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>389</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>266</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>389</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>470</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年	総務理財			文教消防			市民福祉			環境下水			都市企業			産業経済			回数	時間(分)	傍聴	回数	時間(分)	傍聴	回数	時間(分)	傍聴	回数	時間(分)	傍聴	回数	時間(分)	傍聴	回数	時間(分)	傍聴	2018	6	534	23	5	156	7	5	235	6	6	224	2	6	232	4	5	216	1	2019	8	922	8	9	563	3	8	695	33	8	484	3	9	536	5	8	403	2	2020	4	503	0	4	396	19	5	389	0	4	266	0	4	389	0	5	470	5
年		総務理財			文教消防			市民福祉			環境下水			都市企業			産業経済																																																																													
	回数	時間(分)	傍聴	回数	時間(分)	傍聴	回数	時間(分)	傍聴	回数	時間(分)	傍聴	回数	時間(分)	傍聴	回数	時間(分)	傍聴																																																																												
2018	6	534	23	5	156	7	5	235	6	6	224	2	6	232	4	5	216	1																																																																												
2019	8	922	8	9	563	3	8	695	33	8	484	3	9	536	5	8	403	2																																																																												
2020	4	503	0	4	396	19	5	389	0	4	266	0	4	389	0	5	470	5																																																																												
④ 委員会での所管事務調査事項の事前通告制による質疑回数																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>総務理財</th> <th>文教消防</th> <th>市民福祉</th> <th>環境下水</th> <th>都市企業</th> <th>産業経済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>0回</td> <td>2回</td> <td>1回</td> <td>0回</td> <td>1回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>0回</td> <td>1回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> </tr> </tbody> </table>	年	総務理財	文教消防	市民福祉	環境下水	都市企業	産業経済	2018	0回	2回	1回	0回	1回	0回	2019	1回	2回	0回	0回	0回	0回	2020	0回	1回	0回	0回	0回	0回																																																																		
年	総務理財	文教消防	市民福祉	環境下水	都市企業	産業経済																																																																																								
2018	0回	2回	1回	0回	1回	0回																																																																																								
2019	1回	2回	0回	0回	0回	0回																																																																																								
2020	0回	1回	0回	0回	0回	0回																																																																																								
(2) 質問について																																																																																														
① 時間																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種別</th> <th>持ち時間</th> <th>実施時間</th> <th>消化率</th> <th>種別</th> <th>持ち時間</th> <th>実施時間</th> <th>消化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td rowspan="2">代表質問</td> <td>1,440分</td> <td>760分</td> <td>52.78%</td> <td rowspan="2">一般質問</td> <td>4,860分</td> <td>2,866分</td> <td>58.97%</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>1,440分</td> <td>828分</td> <td>57.50%</td> <td>5,040分</td> <td>2,830分</td> <td>56.15%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	種別	持ち時間	実施時間	消化率	種別	持ち時間	実施時間	消化率	2018	代表質問	1,440分	760分	52.78%	一般質問	4,860分	2,866分	58.97%	2019	1,440分	828分	57.50%	5,040分	2,830分	56.15%																																																																					
年度	種別	持ち時間	実施時間	消化率	種別	持ち時間	実施時間	消化率																																																																																						
2018	代表質問	1,440分	760分	52.78%	一般質問	4,860分	2,866分	58.97%																																																																																						
2019		1,440分	828分	57.50%		5,040分	2,830分	56.15%																																																																																						
② 一問一答式実施状況																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>質問者総数</th> <th>一問一答式実施者</th> <th>一問一答式実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>67人</td> <td>40人</td> <td>59.70%</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>87人</td> <td>66人</td> <td>75.86%</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>48人</td> <td>33人</td> <td>68.75%</td> </tr> </tbody> </table>	年	質問者総数	一問一答式実施者	一問一答式実施率	2018	67人	40人	59.70%	2019	87人	66人	75.86%	2020	48人	33人	68.75%																																																																														
年	質問者総数	一問一答式実施者	一問一答式実施率																																																																																											
2018	67人	40人	59.70%																																																																																											
2019	87人	66人	75.86%																																																																																											
2020	48人	33人	68.75%																																																																																											
2. 災害等特別事態に対する議会の対応について																																																																																														
(1) 西日本豪雨災害対応(2019.7～8)																																																																																														
① 臨時会																																																																																														
② 現地視察・事情聴取 (常任委員会単位で3地区)																																																																																														
③ 街頭募金活動(2回)																																																																																														
(2) 新型コロナウイルス感染症対応(2020.3～)																																																																																														
① 臨時会																																																																																														
② 会議 (本会議、委員会)開催時の感染防止対策																																																																																														
③ 松山市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会																																																																																														
(3) 「松山市議会災害時対応指針」を制定しており、松山市議会災害対応カードを全議員に配布している																																																																																														

3. 議会改革に関する事項について

(1) 政策研究会(議会改革部会)進捗状況

【 実施済 】

- ① 代表質問及び一般質問の発言通告の件名等をホームページ等で情報発信すること (2020年3月)
- ② 政務活動費の領収書を全面公開すること (2020年度分から)

【 検討中 】

- ③ タブレット等 I T 化の推進によるペーパーレス化
- ④ 傍聴者を増加させるための方策 (傍聴者アンケートの実施等)
- ⑤ 議会図書室機能の充実等、政務調査機能の強化
- ⑥ 議会モニター制度の導入
- ⑦ さらなる市民参画を図るための方策
- ⑧ 投票率向上に向けた市民参画や議会改革の推進
- ⑨ 議員提案による予算を伴う政策立案の調査研究

4. 図書の充実

「松山市議会図書室と松山市立図書館との連携に関する取り決め」(2014年10月)を定め、市立図書館の資料の貸借やレファレンスサービスの利用により調査研究機能の拡充を図った。

参考:議会図書室について

年度	図書購入予算(当初予算)	蔵書数	利用状況
2018	2,640千円	8,623冊	貸出冊数 計79冊
2019	2,637千円	8,627冊	貸出冊数 計 67冊
2020	2,734千円	8,549冊	貸出冊数 計9冊(6月定例会時まで)

5. 条例の周知啓発及び遵守

初当選した議員を対象に任期開始後、速やかに研修を行なった。加えて、ハラスメント行為に関する研修を改選等の機会を捉え実施するとしており、今任期は愛媛県市議会議員研修会の研修事業(2018年8月21日)として実施した。

6. 条例の評価・検証

議員任期中間年(2020年中)に実施。(現在、取組み中です)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- (6) 議会改革を推進すること。

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員の自由な討議を重んじ、市民の負託に応えるため、議会で十分に審議及び討論を尽くすこと。
 - (2) 市政の課題全般について、市民の意思を的確に把握するよう努めるとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動をする。
 - (3) 議会の構成員として、市民全体の生活及び福祉の向上を目指して活動すること。
- 2 議長は、議会の代表者として、中立かつ公平な職務の遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。
- 3 議長は、会派に属さない。

第5条 議員は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政治信条や政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、市政の諸課題に対して会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第6条 議会は、自治の基本は安全で安心な地域社会の構築であることを認識し、防災、減災及び災害発生時に関し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するよう努めるものとする。

第8条

2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的、政策的な識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

関連条文

第13条 議員は、質疑及び質問をするときは、論点及び争点を明確化し市民に分かりやすくするよう努め、市長等及びその補助機関の職員は、誠実に答弁するものとする。

- 2 代表質問及び一般質問は、対面による一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の選択制とする。
- 3 市長等及びその補助機関の職員は、本会議において議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

第18条 議員は、政務活動費を活用し、市長等に対する適切な監視及び評価並びに政策立案及び政策提言等、議員活動の充実強化に努めるものとする。

第20条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を活用するものとする。

第22条 議員は、議会が言論の場であることを認識し、議案等に対して最善の判断ができるよう、積極的に議員間の討議に努めるものとする。

第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第25条 議会は、市民の意見、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、この条例の趣旨に基づき、継続的に議会改革に取り組むものとする。

第26条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

- 2 議会は、議員がこの条例の趣旨を的確に認識できるよう、任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

第27条 議会は、常に市民の意識、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じなければならない。

評価事項	2 行政監視に関する事項
	<p>議会は、二代表制の下、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築する。そして、議員自らの努力と議会の責任において、市長が提案する政策について、論点整理及び審議水準を高め、世論喚起を促し、適切に判断する。さらに、予算執行を含む市政運営への監視及び評価の充実強化に努める。</p>

現況実績等	<p>1.理事者議案に対する付帯決議</p> <p>①付帯決議(2016年3月)に則り、産業廃棄物最終処分場(レッグ)支障等除去事業の委員会(環境下水)への進捗状況を理事者から徴した(2019年工事完了迄)。</p> <p>②「松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議(2018年12月) * 中心部の高層建築物建設計画に対する景観(城の眺望等)に関し、市民との合意形成に努める</p> <p>2.意見書(国、県)</p> <table border="1" data-bbox="252 689 1390 857"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> <th>主な意見書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>3</td> <td>西日本豪雨災害に対する支援を求める</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>2</td> <td>誤認逮捕に対し当事者への対応と再発防止を求める</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>6</td> <td>新型コロナウイルス感染症により部活動の集大成の場が失われた子ども達への支援を求める</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.松山市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会</p> <p>①議長、副議長、会派・無会派代表者で組織 ②議会ホームページへ専用サイト開設 ③理事者への問い合わせの一元化 ④市長要望(5回30項目)、県への意見書(1件)</p> <p>4.予算審議の充実の為、追加資料</p> <p>①新規事業に関し、松山市議会基本条例第15条第1項に規定する項目を盛り込んだ説明資料 ②廃止された事業一覧 ③条例改正については、新旧対照表</p> <p>5.事務事業評価</p> <p>委員会の閉会中の調査研究活動について、事業の評価が可能な場合は提言書に評価の要素を盛り込む。</p> <p>6.議決事案の拡大について</p> <p>行政計画等について、策定、改変、廃止があった場合は、所管の委員会委員等への報告を徹底する。</p>	年	件数	主な意見書	2018	3	西日本豪雨災害に対する支援を求める	2019	2	誤認逮捕に対し当事者への対応と再発防止を求める	2020	6	新型コロナウイルス感染症により部活動の集大成の場が失われた子ども達への支援を求める
	年	件数	主な意見書										
2018	3	西日本豪雨災害に対する支援を求める											
2019	2	誤認逮捕に対し当事者への対応と再発防止を求める											
2020	6	新型コロナウイルス感染症により部活動の集大成の場が失われた子ども達への支援を求める											

<p>関連条文</p>	<p>第12条 議会は、二代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民生活及び福祉の向上並びに市政の発展に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第14条 議会は、議事機関としての機能強化のため、市政の重要な計画や政策について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努めるものとする。</p> <p>第15条 議会は、市長が提案する政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、論点整理及び審議水準を高めることに資するため、市長等に対し、必要に応じ、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 提案理由 (2) 市民参加の実施の有無とその内容 (3) 総合計画との整合性 (4) 財源措置及び将来にわたるコスト計算 (5) 政策に対する効果及び市民負担 <p>2 議会は、市長が提出した予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい政策等の説明資料を求めるものとする。</p> <p>3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。</p>
-------------	--

評価事項	3 情報開示・説明責任及び政治倫理に関する事項
	議員は、公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理の確立と向上に努める。また、議会は、市民に対して、議会活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、多様な広報手段を使って説明責任を果たすよう努める。

現況実績等	<p>1.本会議・委員会</p> <p>①原則公開</p> <p>②本会議はネットとケーブルテレビ中継</p> <p>③表決の賛否(個人)のネット及び広報掲載</p> <p>④発言通告書(中項目以上)ホームページ公開(2020年3月)</p> <p>2.議長・副議長所信表明会 立候補にあたって、本会議場にて実施(ネット、ケーブルテレビ中継)</p> <p>3.政務活動費</p> <p>①収支一覧表のホームページ公開</p> <p>②領収書・備品台帳公開(2020年度分から実施予定)</p>
関連条文	<p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。</p> <p>(1) 市民に対して積極的に情報公開及び情報発信すること。</p> <p>2 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を明らかにしなければならない。</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。</p> <p>(4) 高い倫理感を確立し、常に誠実かつ公正に職務を遂行すること。</p> <p>第7条 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、多様な広報手段を使って説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 常任委員会及び特別委員会(以下「常任委員会等」という。)は、原則として公開する。</p> <p>3 前項の規定は、常任委員会等が設ける分科会又は小委員会について準用する。</p> <p>第9条 議会は、本会議における議案、請願その他の議決を要する案件(以下「議案等」という。)に対する各議員の表決結果について市民の評価が適切になされるよう、公表するものとする。</p> <p>第16条 議会は、議員の身分及び待遇等の保障について、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保等、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。</p> <p>2 定数及び報酬については、本市の現状や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を踏まえ、別に条例で定めるところによる。</p> <p>第17条 議員は、市政が市民の厳粛な負託によるものであることを認識し、公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理の確立と向上に努めるものとする。</p> <p>第18条</p> <p>2 議会は、政務活動費の収支報告を市議会ホームページに公開する等、使途の透明性を確保しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。</p>

評価事項	4 市民参画に関する事項
	議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努める。

現況 実績等	1. 請願提出者の意見陳述																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>回数</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>3</td> <td>総務理財委員会2回</td> <td>産業経済委員会1回</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>5</td> <td>総務理財委員会1回</td> <td>市民福祉委員会4回</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>1</td> <td>文教消防委員会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年	回数	内訳		2018	3	総務理財委員会2回	産業経済委員会1回	2019	5	総務理財委員会1回	市民福祉委員会4回	2020	1	文教消防委員会	
	年	回数	内訳														
	2018	3	総務理財委員会2回	産業経済委員会1回													
	2019	5	総務理財委員会1回	市民福祉委員会4回													
	2020	1	文教消防委員会														
	2. 議会報告会																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加人数</th> <th>回数</th> <th colspan="2">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>58名</td> <td>2</td> <td>三津地域交流センター</td> <td>北条ふるさと館</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>41名</td> <td>2</td> <td>保健所・消防合同庁舎</td> <td>青少年センター</td> </tr> </tbody> </table>	年度	参加人数	回数	場所		2018	58名	2	三津地域交流センター	北条ふるさと館	2019	41名	2	保健所・消防合同庁舎	青少年センター	
	年度	参加人数	回数	場所													
	2018	58名	2	三津地域交流センター	北条ふるさと館												
2019	41名	2	保健所・消防合同庁舎	青少年センター													
【 実行委員会総評 】																	
<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会での熟議(参加目標や実効性等) ・まち協、公民館、PTA等、活動団体と連携 																	
3. 議会前ミニイベント																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>団体名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>松山東雲女子大学・短期大学</td> <td>演奏会(管楽器)</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>聖カタリナ大学</td> <td>演奏会(箏曲)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	団体名	内容	2018	松山東雲女子大学・短期大学	演奏会(管楽器)	2019	聖カタリナ大学	演奏会(箏曲)								
年度	団体名	内容															
2018	松山東雲女子大学・短期大学	演奏会(管楽器)															
2019	聖カタリナ大学	演奏会(箏曲)															
4. 夏休み親子市議会体験ツアー																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>中止(台風接近のため)</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>小学5・6年生27名・保護者28名が参加</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施状況	2018	中止(台風接近のため)	2019	小学5・6年生27名・保護者28名が参加											
年度	実施状況																
2018	中止(台風接近のため)																
2019	小学5・6年生27名・保護者28名が参加																
5. 夏休み子ども職業体験実習～市議会議員体験～(市民団体の取組み協力)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>小・中学生8名、引率者2名が参加</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>小・中学生15名、引率者2名が参加</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施状況	2018	小・中学生8名、引率者2名が参加	2019	小・中学生15名、引率者2名が参加											
年度	実施状況																
2018	小・中学生8名、引率者2名が参加																
2019	小・中学生15名、引率者2名が参加																

<p>関連条文</p>	<p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。</p> <p>(2) 市民が参加しやすい開かれた議会運営をすること。</p> <p>第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的、政策的な識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審査又は調査においては、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>第10条 議会は、次に掲げる事項を主たる目的として、議会報告会を開催するものとする。</p> <p>(1) 市政の諸課題や行政の取組に対する議会の意思や活動を市民へ情報提供し説明責任を果たすこと。</p> <p>(2) 市民の意見や要望を取りまとめ、市政への反映及び議会改革に努めること。</p> <p>第11条 議会は、本会議場を活用し、市民に身近で親しまれる議会に資する行事を開催することができる。</p>
-------------	---

評価事項	5 政策立案に関する事項
	議員は、調査機能や法務機能の充実強化等、自己の能力を高める不断の研鑽に努めるとともに、議会は、政策形成、政策立案等に係る組織体制の整備及び積極的な活用により政策立案型議会への機能強化を図るよう努める。

現況実績等	1.松山市がん対策推進条例(議員提案 2019年3月)														
	2.本庁舎周辺市有地の将来的グランドデザインに関する提言書(ばんちょうプラン)(議員提案 2020年3月)														
	3.常任委員会での所管事項に関わる調査・研究活動(2018年～2020年)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員会</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務理財委員会</td> <td>スマート自治体の推進について</td> </tr> <tr> <td>文教消防委員会</td> <td>学校生活における子どもの安全確保について</td> </tr> <tr> <td>市民福祉委員会</td> <td>健康寿命を延ばすまちづくりについて</td> </tr> <tr> <td>環境下水委員会</td> <td>食品ロス削減を中心にしたごみのリサイクル率の向上について</td> </tr> <tr> <td>都市企業委員会</td> <td>老朽化に伴う浄水施設の再構築について</td> </tr> <tr> <td>産業経済委員会</td> <td>農業の担い手確保・育成と就農対策について</td> </tr> </tbody> </table>	委員会	テーマ	総務理財委員会	スマート自治体の推進について	文教消防委員会	学校生活における子どもの安全確保について	市民福祉委員会	健康寿命を延ばすまちづくりについて	環境下水委員会	食品ロス削減を中心にしたごみのリサイクル率の向上について	都市企業委員会	老朽化に伴う浄水施設の再構築について	産業経済委員会	農業の担い手確保・育成と就農対策について
	委員会	テーマ													
	総務理財委員会	スマート自治体の推進について													
	文教消防委員会	学校生活における子どもの安全確保について													
	市民福祉委員会	健康寿命を延ばすまちづくりについて													
	環境下水委員会	食品ロス削減を中心にしたごみのリサイクル率の向上について													
	都市企業委員会	老朽化に伴う浄水施設の再構築について													
産業経済委員会	農業の担い手確保・育成と就農対策について														
4.インバウンド振興(松山市観光振興議員連盟活動)															
(1)大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の松山港寄港イベント(お見送り)															
(2)台湾訪問(台北市友好交流協定締結5周年:2019年11月39名参加)															

関連条文	<p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。 (5) 積極的に政策立案及び政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。</p> <p>第12条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民生活及び福祉の向上並びに市政の発展に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第19条 議会は、常任委員会が行う調査研究の結果を踏まえ、市長等に対して実効的な提言ができるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、前項の市長等に対する提言に関し、継続的に実施状況の報告を求めるものとする。</p> <p>第20条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を活用するものとする。</p> <p>第21条 議会は、市民の多様な意見を議会自らが主体的に市政に反映し、政策立案型議会への機能強化を図るため政策研究会を置くことができる。</p> <p>第23条 議会は、議会の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能、法務機能等の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。</p>
------	---

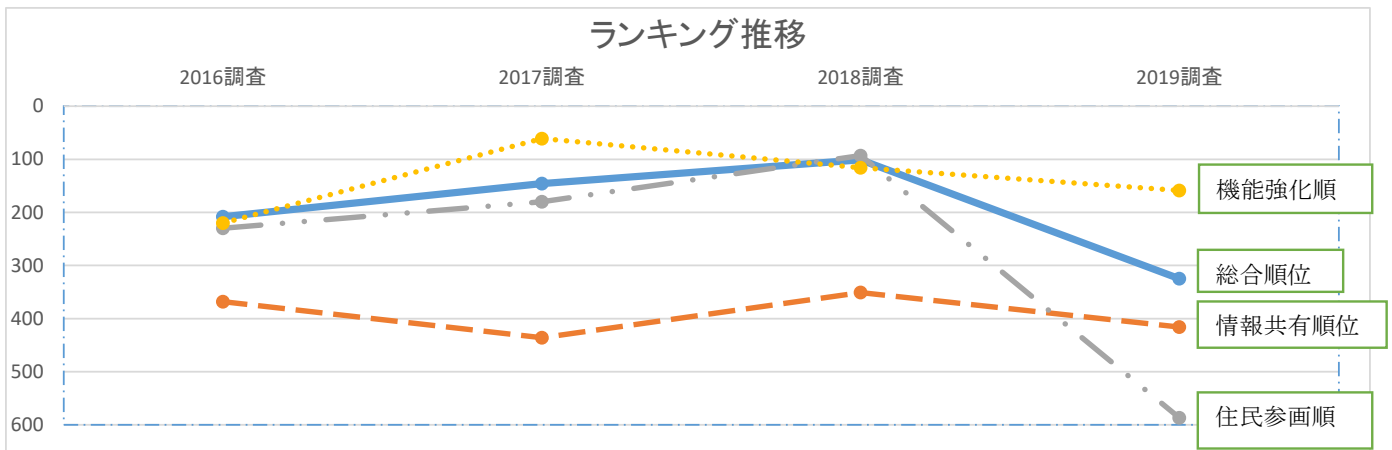
6 総括

関連条文	<p>第1条 この条例は、議会の基本理念並びに議員の活動原則、市民と議会及び議会と市長等の関係その他の議会に関する基本的事項を明文化することにより、「市民に信頼される議会」の実現を目指し、もって市政の発展及び市民生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 議会は、日本国憲法に定める議事機関として、常に二元代表の一翼を担う存在としての役割と責任を自覚し、住民自治及び団体自治の発展に努め、もって地方自治の本旨の実現を 目指すものとする。</p>
------	---

◆ 議会改革度ランキング結果(早稲田大学マニフェスト研究所)

年	総合順位	情報共有	住民参画	機能強化	参加自治体
2019	325位	416位	587位	159位	1433
2018	101位	351位	93位	116位	1447
2017	146位	436位	180位	61位	1318
2016	208位	368位	230位	220位	1347

※ 2019年県内自治体では四国中央市55位、西条市162位、内子町215位、伊予市257位、愛媛県282位。



2016年～2018年と着実に順位を上げていた中、2019年は大幅に順位を下げた。

理由として、評価項目が取り組みの形式的要件から特徴的な取り組みといった質を問う内容に変更され、特にICTの活用による情報発信や住民参加といった項目が加点の対象となったことが原因と思われます。

【 評価の視点 】

- ① 情報共有： 議会の情報が住民との間で共有されているかを表しています。
「公開とは、単に会議の記録物など、情報を公開することですが、「共有」においては、情報の質と量、さらに共有するタイミング(時間差)が求められます。質と量とタイミングを求める場合、インターネットやSNS活用に有意性があります。
- ② 住民参画： 住民が自分の地域にある議会に参画できているかを表します。
そのため、多様な参画の仕方や機会・参画者が確保されているか、議会報告会において「住民参加(傍聴)」ではなく、「住民参画」が行われるのを見えています。また、「住民参画」には住民側の情報と議会との情報共有の一面性を持っており、双方向性で情報の共有が高まれば、住民意思の形成もされやすくなります。
- ③ 機能強化： 議会基本条例の制定・検証、議会事務局や図書室の体制整備・強化など主に外側の筋肉増強を図っているか、また、議会の本来の機能ともいえる「地域や住民生活のために、よりよい自治体経営と地域経営の追及を目指す」「話し合う」「決めてる」かどうかで、議員間討議、所管事務調査、修正決議・附帯決議など、主に内側の筋肉がしっかりあるかどうかです。